

聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月24日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第9号

聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
第1条 聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年聖籠町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「100分の93以上100分の150以下」を「6月に支給する場合においては100分の93以上100分の150以下、12月に支給する場合においては100分の106以上100分の170以下」に改め、同項第2号中「100分の82.5以上100分の93未満」を「6月に支給する場合においては100分の82.5以上100分の93未満、12月に支給する場合においては100分の94以上100分の106未満」に改め、同項第3号中「100分の72」を「6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」に改め、同項第4号中「100分の72未満」を「6月に支給する場合においては100分の75未満、12月に支給する場合においては100分の85未満」に改める。

第14条の2第1項第1号中「100分の35超」を「6月に支給する場合においては100分の35超、12月に支給する場合においては100分の40超」に改め、同項第2号中「100分の35」を「6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」に改め、同項第3号中「100分の35未満」を「6月に支給する場合においては100分の35未満、12月に支給する場合においては100分の40未満」に改める。

第2条 聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を加える。

第14条第1項各号列記以外の部分中「、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 直近の人事評価（基準日以前における直近の人事評価をいう。以下同じ。）の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 100分の85以上100分の160以下
- (2) 直近の人事評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の83超100分の85未満
- (3) 直近の人事評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の長の定める職員を除く。） 100分の80
- (4) 直近の人事評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の長の定める職員 100分の80未満

第14条第2項中「成績率を同項第4号に該当するものとして定める場合には、当分の間、長の定めるところによるものとする。」を「成績率は、直近の人事評価の全体評語について、当該職員より上位である職員（長の定める者に限る。）の成績率を超えてはならない。」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の場合において、直近の人事評価の全体評語が上位の段階である職員のうち当該全体評語が同じ段階である職員について同項第1号又は第2号のいずれに該当するかを定めるとき並びに当該職員の成績率を定めるとき並びに直近の人事評価の全体評語が下位の段階である職員のうち当該全体評語が同じ段階である職員の成績率を定めるときは、これらの職員の

直近の人事評価の全体評語が付された理由、個別評語及び当該個別評語が付された理由その他参考となる事項を考慮するものとする。

第14条の2第1項各号列記以外の部分中「、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 直近の人事評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の37.5超
- (2) 直近の人事評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の人事評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の長の定める職員を除く。） 100分の37.5
- (3) 直近の人事評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の長の定める職員 100分の37.5未満

第14条の2第2項を次のように改める。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

本則に次の1条を加える。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(平成28年度に支給する勤勉手当に関する経過措置)

- 3 平成28年度に支給する勤勉手当については、なお従前の例による。この

場合において、第2条の規定による改正前の聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第14条第1項第1号中「6月に支給する場合においては100分の93以上100分の150以下、12月に支給する場合においては100分の106以上100分の170以下」とあるのは「100分の99以上100分の160以下」と、同項第2号中「6月に支給する場合においては100分の82.5以上100分の93未満、12月に支給する場合においては100分の94以上100分の106未満」とあるのは「100分の88以上100分の99未満」と、同項第3号中「6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」とあるのは「100分の80」と、同項第4号中「6月に支給する場合においては100分の75未満、12月に支給する場合においては100分の85未満」とあるのは「100分の80未満」と、同規則第14条の2第1項第1号中「6月に支給する場合においては100分の35超、12月に支給する場合においては100分の40超」とあるのは「100分の37.5超」と、同項第2号中「6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」とあるのは「100分の37.5」と、同項第3項中「6月に支給する場合においては100分の35未満、12月に支給する場合においては100分の40未満」とあるのは「100分の37.5未満」とする。

(雑則)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が定める。